

農業土木工事共通仕様書(R8.10改正)農政水産部

(下線部分は改正部分)

項目	改 正 後	改 正 前
第1編 共通編	第1章 総則 第1節 総則	
1-1-2 用語の定義	(30)「確認」とは、契約図書に <u>示された事項について工事監督員、検査職員又は受注者が立会若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u>	(30)「確認」とは、契約図書に <u>示した段階、又は工事監督員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき工事監督員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</u>
<u>1-1-6 ウィークリースタンス</u>	<u>工事監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u>	
(「1-1-6 ウィークリースタンス」を新設したため、以下は項目番号が変更になるが、それ以外の改正がないものについては掲載を省略)		
1-1- <u>24</u> 建設副産物	4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(<u>平成5年1月26日付け経第76号農林水産省大臣官房経理課長通知</u>)、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について(平成3年12月6日付け <u>3地第944号農林水産省大臣官房地方課長通知</u>)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(<u>平成18年6月12日付け国官技第46号国土交通省事務次官通知</u>)及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱(最終改正平成24年4月1日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(<u>農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日</u>)、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について(平成3年12月6日付け <u>農林水産大臣官房地方課長通知</u>)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(<u>国土交通事務次官通達、平成18年6月12日</u>)及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱(最終改正平成24年4月1日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
1-1- <u>25</u> 特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等の適正な措置	2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、工事監督員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1-1- <u>24</u> 建設副産物11に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 (1)～(3)省略	2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、工事監督員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1-1- <u>23</u> 建設副産物11に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。 (1)～(3)省略

項目	改 正 後	改 正 前
1-1-26 工事材料の品質	2. 受注者は、工事に <u>使用した</u> 材料の品質を証明する <u>試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書</u> を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合、速やかに <u>提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められている</u> ものについては、工事監督員へ提出しなければならない。	2. 受注者は、工事に <u>使用する</u> 材料の品質を証明する <u>資料</u> を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は工事検査員から請求があった場合、速やかに <u>提示するとともに、設計図書で提出を定められている</u> ものについては、工事監督員へ提出しなければならない。 <u>また、設計図書において事前に工事監督員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、工事監督員に提出して承諾を得るものとする。</u>
1-1-30 工事完成検査	6. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1- <u>27</u> 工事監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。	6. 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1- <u>26</u> 工事監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。
1-1-34 履行報告	受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書 <u>を毎月初めに</u> 工事監督員に報告するものとする。ただし、準備工の段階では報告の必要はない。	受注者は、契約約款第11条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書 <u>により</u> 工事監督員に報告するものとする。ただし、準備工の段階では報告の必要はない。
1-1-37 工事中の安全管理	1. 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針(<u>平成21年3月30日付け20農振第2236号</u> 農林水産省農村振興局整備部長通知)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。	1. 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針(<u>20農振第2236号平成21年3月30日付け</u> 農林水産省農村振興局整備部長通知)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。
	3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年2月1日付け5地第72号 <u>農林水産省</u> 大臣官房地方課長通達)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年2月1日付け5地第72号 <u>農林水産</u> 大臣官房地方課長通達)を遵守して災害の防止を図らなければならない。
1-1-42 環境対策	2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに工事監督員に連絡し、工事監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は本章1-1- <u>46</u> 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。	2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに工事監督員に連絡し、工事監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は本章1-1- <u>45</u> 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。

項目	改正後	改正前
1-1-45 諸 法令、諸法規の遵 守	(1)～(12)省略 (13)出入国管理及び難民認定法(<u>昭和 26 年政令第 319 号</u>) (14)～(16)省略 (17)道路運送車両法(<u>昭和 26 年法律第 185 号</u>) (18)～(23)省略 (24) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和 25 年法律第 137 号) (25)～(37)省略 (38)資源の有効な利用の促進に関する法律(<u>平成 3 年法律第 48 号</u>) (39)～(44)省略 (45)建築基準法 (<u>昭和 25 年法律第 201 号</u>) (46)省略 (47)自然公園法 (<u>昭和 32 年法律第 161 号</u>) (48)～(66)省略 (67) <u>公共工事</u> の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号) (68)～(70)省略 (71) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和 25 年法律第 127 号) (72)省略 (73) <u>海上衝突予防法</u> (昭和 52 年法律第 62 号) (74) <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u> (昭和 45 年法律第 136 号) (75) <u>船員法</u> (昭和 22 年法律第 100 号) (76) <u>船舶職員及び小型船舶操縦者法</u> (昭和 26 年法律第 149 号) (77) <u>船舶安全法</u> (昭和 8 年法律第 11 号) (78) <u>航路標識法</u> (昭和 24 年法律第 99 号) (79) <u>水産資源保護法</u> (昭和 26 年法律第 313 号) (80) <u>船員保険法</u> (昭和 14 年法律第 73 号) (81) <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> (平成 18 年法律第 91 号)	(1)～(12)省略 (13)出入国管理及び難民認定法(<u>平成 3 年法律第 94 号</u>) (14)～(16)省略 (17)道路運送車両法(<u>昭和 26 年法律第 186 号</u>) (18)～(23)省略 (24) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和 25 年法律第 137 号) (25)～(37)省略 (38)資源の有効な利用の促進に関する法律(<u>平成12年法律第113号</u>) (39)～(44)省略 (45)建築基準法 (<u>昭和 25 年法律第 20 号</u>) (46)省略 (47)自然公園法 (<u>昭和 32 年法律第 131 号</u>) (48)～(66)省略 (67) <u>公共事業</u> の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号) (68)～(70)省略 (71) <u>肥料取締法</u> (昭和 25 年法律第 127 号) (72)省略

項目	改 正 後	改 正 前
1-1- <u>45</u> 諸法令、諸法規の遵守	(<u>82</u>) 地方税 (昭和 25 年法律第 226 号) (<u>83</u>) 地方公共団体の関係諸条例	(<u>73</u>) 地方税 (昭和 25 年法律第 226 号) (<u>74</u>) 地方公共団体の関係諸条例
1-1- <u>47</u> 施工時期及び施工時間の変更	1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を <u>行うにあたっては、事前に作業日、作業時間、作業場所、作業理由、作業内容を工事監督員に連絡しなければならない。</u> <u>なお、供用中の道路における工事については事前に理由を付した休日等作業届を作成し、工事監督員に提出しなければならない。</u>	1. 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を <u>行う場合、事前に理由を付した休日等作業届を作成し、工事監督員に提出しなければならない</u>
1-1- <u>51</u> 不可抗力による損害	2. 契約約款第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1-1- <u>37</u> 工事中の安全管理及び契約約款第 26 条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	2. 契約約款第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章 1-1- <u>36</u> 工事中の安全管理及び契約約款第 26 条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。
第 2 章 材料 第 4 節 石材及び骨材		
2-4-11 アスファルト舗装用骨材等	4. 再生碎石 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを <u>含む破碎された</u> ままの <u>見掛け</u> の骨材粒度を使用する。	4. 再生碎石 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを <u>含んだ解砕された</u> ままの <u>見かけ</u> の骨材粒度を使用する。
	5. 再生粒度調整碎石 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを <u>含む破碎された</u> ままの <u>見掛け</u> の骨材粒度を使用する。	5. 再生粒度調整碎石 注) 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを <u>含んだ解砕された</u> ままの <u>見かけ</u> の骨材粒度を使用する。
	7. アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き、舗装再生便覧((公社)日本道路協会)によるものとし、表 2-4-4 <u>若しくは表 2-4-5 のいずれか一方</u> の規格に適合したものとする。 表 2-4-4 <u>針入度を適用する</u> アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [表 2-4-4 省略]	7. アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き、舗装再生便覧((公社)日本道路協会)によるものとし、表 2-4-4 の規格に適合したものとする。 表 2-4-4 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 [表 2-4-4 省略]

項目	改 正 後		改 正 前												
2－4－11 アスファルト舗装用骨材等	表 2-4-5 圧縮係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質		【新設】												
	<table><tr><td>項 目</td><td>旧アスファルト含有量 (%)</td><td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm</td><td>骨材の微粒分量試験で 75μm を通過する量 (%)</td></tr><tr><td>名 称</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>規格値</td><td>3.8 以上</td><td>1.70 以下</td><td>5 以下</td></tr></table>			項 目	旧アスファルト含有量 (%)	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	骨材の微粒分量試験で 75μm を通過する量 (%)	名 称				規格値	3.8 以上	1.70 以下	5 以下
	項 目	旧アスファルト含有量 (%)		アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃)MPa/mm	骨材の微粒分量試験で 75μm を通過する量 (%)										
	名 称														
	規格値	3.8 以上		1.70 以下	5 以下										
	注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。														
	注2) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる 1.3～0mm の粒度に適用する。なお、1.3mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により 1.3～0mm相当分を求めてもよい。														
	注3) 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。														
	注4) アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、1.3～5mmと5～0mmに分級し、これらを質量比1：1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は9％、水中の見掛け質量を用いる場合は7％）を超えた場合、圧裂試験に供することはできない。														
	注5) 骨材の微粒分量は「JIS A 1103：2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。														

項目	改 正 後	改 正 前
2-4-11 アスファルト舗装用骨材等	<p><u>注6) アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材と調整して使用することが望ましい。</u></p> <p>10. 安定材 (1) 瀝青材料 瀝青安定処理に使用する瀝青材料(<u>再生舗装工法における新アスファルトを含む。</u>)の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及び J I S K 2 2 0 8 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。</p>	<p>10. 安定材 (1) 瀝青材料 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、舗装施工便覧に規定する舗装用石油アスファルト及び J I S K 2 2 0 8 石油アスファルト乳剤に適合したものとする。</p>
第5節 鋼材		
2-5-2 鋼材	<p>3. 鋼 管 (11) <u>W S P A-1 0 1</u> (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 S T W</p> <p>4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (15) <u>J D P A G 1 0 5 3</u> (A L W形ダクタイル鋳鉄管) 記号 A L 1、A L 2、A W</p>	<p>3. 鋼 管 (11) <u>W S P A-1 0 1-2 0 0 5</u> (農業用プラスチック被覆鋼管) 記号 S T W</p> <p>4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (15) <u>J D P A G 1 0 5 3-2 0 2 0</u> (A L W形ダクタイル鋳鉄管) 記号 A L 1、A L 2、A W</p>
第12節 塗料		
2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装	<p>ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. 直管部 内面 J I S A 5 3 1 4 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) J I S G 5 5 2 8 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J D P A G 1 0 2 7 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)</u> <u>J D P A G 1 0 5 3 (A L W形ダクタイル鋳鉄管)</u> 外面 省略</p>	<p>ダクタイル鋳鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. 直管部 内面 J I S A 5 3 1 4 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング) J I S G 5 5 2 8 (エポキシ樹脂粉体塗料) <u>J W W A K 1 3 5 (液状エポキシ樹脂塗料)</u> <u>J W W A K 1 3 7 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u> 外面 省略</p>

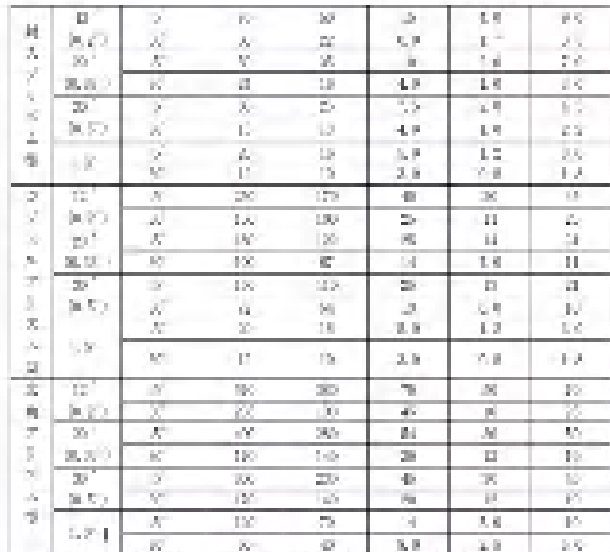
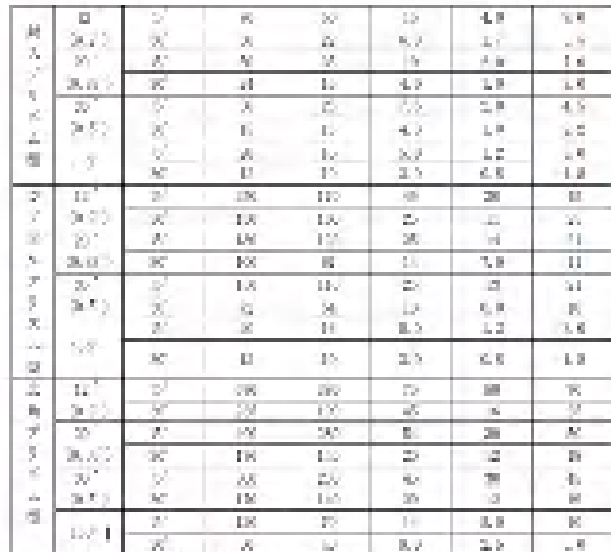
項目	改 正 後	改 正 前
2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装	2. 異形管部 内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 157</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料) 外面 省略	3. 異形管部 内面 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料) 外面 省略
	3. 継手部 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 157</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)	3. 継手部 JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料) JDPA Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装) JWWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管) JIS G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料) JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料) <u>JWWA K 137</u> (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)
第3章 施工共通事項 第2節 一般事項		
3-2-1 適用すべき諸基準	(1)～(5)省略 (6) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編)</u> (公社)日本道路協会 (7) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編)</u> (公社)日本道路協会 (8) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)</u> (公社)日本道路協会 (9) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅴ上下部接続部編)</u> (公社)日本道路協会 ((7)、(9)新設のため、以下は番号が変更になるが、内容に変更がないため(10)～(50)省略)	(1)～(5)省略 (6) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)</u> (公社)日本道路協会 (7) <u>道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)</u> (公社)日本道路協会 (8)～(48)省略

項目	改 正 後	改 正 前
3-2-2 一般事項	1. 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-7施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。	1. 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1-6施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。
第3節 土工		
3-3-8 作業 残土処理工	1. 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-24建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1. 受注者は、建設発生土について、第1編1-1-23建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。
第8節 型枠及び支保		
3-8-3 支保	1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、 <u>受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。	1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を <u>各支柱に分布させなければならない。</u> また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。
第14節 防食対策工		
3-14-2 防食対策工	4. 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長10m以内の短い方、ダクティル鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。 なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、（一社） <u>日本ダクティル鉄管協会</u> より発行されている技術資料に準じるものとする。	4. 鋼管（プラスチック被覆鋼管を除く）は、コンクリート構造物から絶縁性を有する伸縮可とう管・可とう継手まで又は、配管延長10m以内の短い方、ダクティル鉄管は1本目までをポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。 なお、コンクリート構造物内への巻き込みはスティフナーの手前までとし、施工方法及び品質については、JWWA K 158、（一社） <u>日本ダクティル鉄管協会</u> より発行されている技術資料に準じるものとする。
第19節 構造物撤去工		
3-19-1 一般事項	受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-24建設副産物の規定によるものとする。	受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1-1-23建設副産物の規定によるものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
3-19-5 運搬処理工	2. 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1- <u>24</u> 建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について工事監督員と協議しなければならない。	2. 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1-1- <u>23</u> 建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について工事監督員と協議しなければならない。
第20節 仮設工		
3-20-1 一般事項	4. 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、乗載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1-1- <u>7</u> 施工計画書によるものとする。	4. 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、乗載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1-1- <u>6</u> 施工計画書によるものとする。
3-20-5 仮設土留・仮締切工	22. たて込み簡易土留の施工 (1)受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、 <u>次の規則等を遵守しなければならない。</u> <u>ア クレーン等安全規則第74条の2</u> <u>イ 労働安全衛生規則第164条第2項及び第3項</u> <u>ウ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について(平成4年8月24日付け基発第480号労働省労働基準局長通達)</u> <u>エ 車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全の確保について(平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基発第1217001号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局長通達)</u> <u>オ 土止め先行工法に関するガイドライン(平成15年12月17日付け基発第1217001号厚生労働省労働基準局長通達)</u>	22. たて込み簡易土留の施工 (1)受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、 <u>クレーン等安全規則74条の2及び労働安全衛生規則第164条2項及び3項並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成15年12月17日付け基発第1217001号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。</u>

項目	改 正 後	改 正 前
第2編 工事別編	第2章 農用地造成工事 第8節 ほ場内沈砂池工	
2-8-1 ほ場内沈砂池工	5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1- <u>2.4</u> 建設副産物の規定によるものとする。	5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1- <u>2.3</u> 建設副産物の規定によるものとする。
第3章 舗装工事、道路改良工事		
	第3章 <u>舗装工事、道路改良工事</u>	第3章 <u>農道工事</u>

項目	改 正 後	改 正 前
第 1 4 節 付帯施設工		
3-14-3 標識工	<p>2. 材料</p> <p>(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。</p> <p>1) ～3) 省略</p> <p>4) 反射シート</p> <p>標識板に使用する反射シートの性能は表 3-14-1 に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、表 3-14-1 に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は工事監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>2. 材料</p> <p>(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。</p> <p>1) ～3) 省略</p> <p>4) 反射シート</p> <p>標識板に使用する反射シートの性能は表 3-14-1 に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、表 3-14-1 に示した品質以外の反射シートを用いる場合、受注者は工事監督員の承諾を得るものとする。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
3-14-3 標識工	 <p>注：幅員及び構造が異なる場合は、上欄の寸法に10%増減を要する。</p>	 <p>注：幅員及び構造が異なる場合は、上欄の寸法に10%増減を要する。</p>
第5章 水路工事	第2節 一般事項	
5-2-2 一般事項	<p>2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を点検するため必要に応じて定期的に観測し、<u>異常を発見した際は速やかに</u>工事監督員に連絡しなければならない。</p> <p>5. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、暗渠工及びサイホン工の施工に当たり、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>5. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、工事監督員に提出しなければならない。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
第 1 1 節 擁壁工		
5-11-2 現場打ち擁壁工	<p><u>3. 足場の施工については、第1編3-20-11足場工の規定によるものとする。</u></p> <p>4. コンクリートの施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>5. 鉄筋の施工については、第1編第3章第9節鉄筋の規定によるものとする。</p> <p>6. 受注者は、壁体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。</p> <p>7. 受注者は、現場打擁壁に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。 やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<u>設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>8. 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合、法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐり石又はクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p>	<p>3. コンクリートの施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。</p> <p>4. 鉄筋の施工については、第1編第3章第9節鉄筋の規定によるものとする。</p> <p>5. 受注者は、壁体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。</p> <p>6. 受注者は、現場打擁壁に、打継目及び目地を施工する場合、設計図書に示す位置以外に打継目を設けてはならない。 やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>7. 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合、法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、裏込石の施工に当たり、砕石、割ぐりを敷均し、締固めを行わなければならない。</p>
5-11-3 プレキャスト擁壁工	<p><u>プレキャスト擁壁工の施工については、第2編3-6-5プレキャスト擁壁工の規定によるものとする。</u></p>	<p>1 受注者は、<u>プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工に当たり、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、<u>プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工に当たり、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</u></p>
第6章 河川及び排水路工事 第4節 構造物撤去工		
6-4-1 一般事項	<p>2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>24</u>建設副産物の規定によらなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-<u>23</u>建設副産物の規定によらなければならない。</p>

項目	改正後	改正前
第7章 管水路工事 第2節 一般事項		
7-2-1 適用すべき諸基準	<p>(1)～(13)省略 【削除】</p> <p>(14) J D P A Z 2 0 1 0 (ダクティル鉄管合成樹脂塗装) (15) J D P A W 0 4 (T形ダクティル鉄管接合要領書) (16) J D P A W 0 5 (K形ダクティル鉄管接合要領書) (17) J D P A W 0 6 (U形、U-D形ダクティル鉄管接合要領書) (18) J D P A W 0 7 (フランジ形ダクティル鉄管接合要領書) (19) <u>J D P A W 2 0 (A L W形ダクティル鉄管接合要領書)</u> (20)～(26)省略</p>	<p>(1)～(13)省略 (14) <u>F R P M-G-2 1 1 2-2 0 0 9 (鋼製異形管)遠心力成形管用</u> (15) J D P A Z 2 0 1 0 (ダクティル鉄管合成樹脂塗装) (16) J D P A W 0 4 (T形ダクティル鉄管接合要領書) (17) J D P A W 0 5 (K形ダクティル鉄管接合要領書) (18) J D P A W 0 6 (U形、U-D形ダクティル鉄管接合要領書) (19) J D P A W 0 7 (フランジ形ダクティル鉄管接合要領書) (20)～(26)省略</p>
7-2-2 一般事項	<p>2. 布設接合</p> <p>(1)～(8)省略</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>第1編3-20-5の22たて込み簡易土留の施工についての規定</u>を遵守する。</p> <p>(10)～(18)省略</p>	<p>2. 布設接合</p> <p>(1)～(8)省略</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、<u>クレーン等安全規則74条の2、労働安全衛生規則第164条2項及び3項、並びに平成4年8月24日付け基発第480号及び平成4年10月1日付け基発第542号労働省労働基準局長通達、平成14年3月29日付基安発0329003号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達</u>を遵守する。</p> <p>(10)～(18)省略</p>
第6節 管体工		
7-6-4 鋼管布設工	<p>2. 据付</p> <p>(1)・(2)省略</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1)・2)省略</p> <p>3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>表7-6-3</u>を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、<u>W S P A-1 0 2</u>による。</p>	<p>2. 据付</p> <p>(1)・(2)省略</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1)・2)省略</p> <p>3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、<u>W S P 0 1 2-2 0 1 4 プラスチック系</u>を基本とする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、<u>W S P A-1 0 2-2 0 0 9</u>による。</p>

項目	改 正 後	改 正 前								
7-6-4 鋼管 布設工	<div>表 7-6-3 継手部外面塗装仕様</div> <table><tr><th>塗 覆 装 仕 様</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td>現場溶接部：ジョイントコート 「<u>長寿命系水道用ジョイントコ</u> <u>ート</u> (WSP 012)」</td><td>基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上</td></tr></table> <div>4)基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、<u>WSP 012</u>に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。</div>	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命系水道用ジョイントコ</u> <u>ート</u> (WSP 012)」	基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上	<div>表 7-6-3 継手部外面塗装仕様</div> <table><tr><th>塗 覆 装 仕 様</th><th>厚 さ</th></tr><tr><td>現場溶接部：ジョイントコート 「<u>水道用塗覆装鋼管ジョイント</u> <u>コート</u> (WSP 012-<u>2</u> <u>010</u>)」</td><td><u>プラスチック系の場合</u> 基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上</td></tr></table> <div>4)基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、<u>JWWA K153-2014</u>に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。</div>	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイント</u> <u>コート</u> (WSP 012- <u>2</u> <u>010</u>)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上
塗 覆 装 仕 様	厚 さ									
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>長寿命系水道用ジョイントコ</u> <u>ート</u> (WSP 012)」	基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上									
塗 覆 装 仕 様	厚 さ									
現場溶接部：ジョイントコート 「 <u>水道用塗覆装鋼管ジョイント</u> <u>コート</u> (WSP 012- <u>2</u> <u>010</u>)」	<u>プラスチック系の場合</u> 基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上									
第10章 フィルダム工事 第5節 原石採取工										
10-5-1 原 石山表土廃棄岩処 理	原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1- <u>24</u> 建設副産物の規定によるものとする。	原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1- <u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。								
第13節 雑工事										
10-13-5 建設発生土処理工	建設発生土処理工の施工については、第1編1-1- <u>24</u> 建設副産物及び第1編1-1- <u>25</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	建設発生土処理工の施工については、第1編1-1- <u>23</u> 建設副産物及び第1編1-1- <u>24</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。								
第12章 PC橋工事 第2節 一般事項										
12-2-1 適 用すべき諸基準	<div>【削除】</div> <div>【削除】</div> <div>【削除】</div> <div>(<u>1</u>)道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会</div>	<div>(<u>1</u>)道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編) (公社) 日本道路協会</div> <div>(<u>2</u>)道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (公社) 日本道路協会</div> <div>(<u>3</u>)道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編) (公社) 日本道路協会</div> <div>(<u>4</u>)道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会</div>								

項目	改 正 後	改 正 前
12-2-1 適用すべき諸基準	<p>(2)プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会</p> <p>(3)コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(4)コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(5)道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(6)プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) 建設省 土木研究所</u></p> <p><u>【削除】</u></p> <p><u>(7)道路橋伸縮装置便覧 (公社)日本道路協会</u></p>	<p>(5)プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (公社) 土木学会</p> <p>(6)コンクリート道路橋設計便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(7)コンクリート道路橋施工便覧 (公社) 日本道路協会</p> <p>(8)道路照明施設設置基準・同解説 (公社) 日本道路協会</p> <p><u>(9)プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートT桁道路橋設計施工指針 (公社) 日本道路協会</u></p> <p><u>(10)道路橋の塩害対策指針(案)・同解説 (公社) 日本道路協会</u></p>
12-2-2 一般事項	<p>2. 作業ヤード整備工</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、<u>ヤード敷地内に碎石を</u>平坦に敷均さなければならない。</p>	<p>2. 作業ヤード整備工</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、平坦に敷均さなければならない。</p>
第3節 コンクリート橋架設工		
12-3-1 架設工	<p>3. 架設支保工(固定)</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3支保の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(1)・(2)【削除】</u></p>	<p>3. 架設支保工(固定)</p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(1)受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u></p> <p><u>(2)受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p>

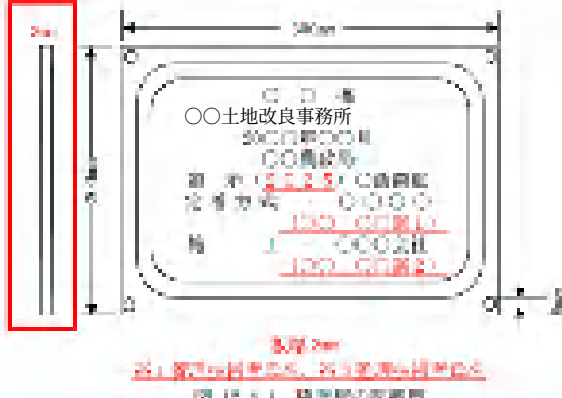
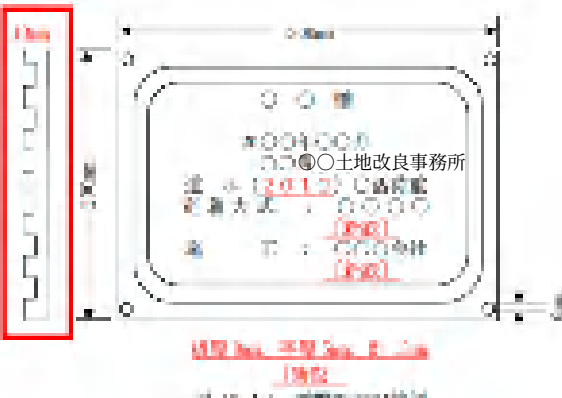
項目	改 正 後	改 正 前
1 2 - 3 - 1 架 設工	<p>5. 片持架設工 (1)～(3)省略 (4)支保工の基礎の施工については、<u>第1編 3-8-3支保の規定によるものとする。</u></p> <p>6. 押出し架設工 (1)～(3)省略 (4)受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>入念に</u>管理を行わなければならない。</p>	<p>5. 片持架設工 (1)～(3)省略 (4)支保工の基礎の施工については、<u>次の規定によるものとする。</u> <u>1)受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。</u> <u>2)受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</u></p> <p>6. 押出し架設工 (1)～(3)省略 (4)受注者は、各滑り装置の高さについて、<u>十分な</u>管理を行わなければならない。</p>
1 2 - 3 - 2 横 組工	<p>2. 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1)省略 (2)<u>受注者は、P C鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう挿入しなければならない。</u> (3)シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な</u>強度を有し、また、<u>継手箇所が少なくなるようにしなければならない。</u> (4)P C鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない。</u> (5)P C鋼材又シースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない。</u> (6)定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>や損傷から保護しなければならない。</u></p>	<p>2. 受注者は、横締め鋼材の施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1)省略 (2)P C鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及びごみ等</u>が付着しないよう<u>挿入作業をするものとする。</u> (3)シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐えうる</u>強度を有し、また継手箇所が<u>少なくなるようにするものとする。</u> (4)P C鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする。</u> (5)P C鋼材又シースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする。</u> (6)定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配置しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>たり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。</u></p>

項目	改 正 後	改 正 前
12-3-2 横組工	<p>3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認しなければならない</u>。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認しなければならない</u>。</p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行わなければならない</u>。</p> <p>1)・2) 省略</p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、<u>(3)</u>の試験に基づき、工事監督員に緊張管理計画書を<u>提出しなければならない</u>。</p> <p>(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理しなければならない</u>。</p> <p>(6) 緊張管理計画書で<u>示された</u>荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに工事監督員に連絡する<u>とともに</u>原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(8) プレストレッシングの<u>施工は</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備<u>及び</u>保管し、工事監督員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに<u>提示しなければならない</u>。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これにより難しい場合は、設計図書に関して、</u>工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを<u>確認するものとする</u>。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<u>確認するものとする</u>。</p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を<u>行うものとする</u>。</p> <p>1)・2) 省略</p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、<u>前項(3)</u>の試験に基づき、工事監督員に緊張管理計画書を<u>提出するものとする</u>。</p> <p>(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように<u>管理するものとする</u>。</p> <p>(6) 緊張管理計画書で<u>示した</u>荷重計の示度と、P C 鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに工事監督員に連絡する<u>とともに</u>、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に<u>行うものとする</u>。</p> <p>(8) プレストレッシングの<u>施工については</u>、道路橋示方書に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C 鋼材の拔出し量、緊張の日時<u>及び</u>コンクリートの強度等の記録を整備、保管し、工事監督員の請求があった場合は速やかに<u>提示するとともに、検査時に提出しなければならない</u>。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のP C 鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。<u>これ以外の場合</u>、工事監督員と協議しなければならない。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
12-3-2 横組工	<p>(10)緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。</p> <p>(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を<u>定めなければならない。</u></p> <p>4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>1) グラウトに用いるセメントはJ I S R 5 2 1 0 (ポルトランドセメント)に適合する<u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>2) <u>グラウト</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>3) グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。</p> <p>4) グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0 N/mm^2以上とするものとする。</p> <p>5) <u>グラウトの</u>体積変化率は<u>$\pm 0.5\%$の範囲内とする。</u></p> <p>6) グラウトのブリーディング率は、24時間後<u>0.0%</u>とするものとする。</p> <p>7) グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。</p> <p>8) グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。</p>	<p>(10)緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。</p> <p>(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を<u>定めるものとする。</u></p> <p>4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>1) グラウトに用いるセメントはJ I S R 5 2 1 0 (ポルトランドセメント)に適合する<u>普通ポルトランドセメントを用いるものとする。その他の材料を使用する場合は工事監督員の承諾を得るものとする。</u></p> <p>2) <u>混和剤</u>は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。</p> <p>3) グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。</p> <p>4) グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0 N/mm^2以上とするものとする。</p> <p>5) 体積変化率は、<u>P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(JSCE-F535)に準じて求める値が$-0.5\%\sim 0.5\%$の範囲内であることを標準とする。</u></p> <p>6) グラウトのブリーディング率は、24時間後<u>0%</u>とするものとする。</p> <p>7) グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。</p> <p>8) グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
12-3-2 横組工	<p>(2)受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。 ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>1)流動性試験 2)ブリーディング率及び体積変化率の試験 3)圧縮強度試験 4)塩化物含有量の測定</p> <p>(3)グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p><u>(4)グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。</u></p> <p>(5)連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。</p> <p><u>(6)寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、+5℃以上を保ち、凍結することのないように行わなければならない。</u></p> <p><u>(7)暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して工事監督員の承諾を得なければならない。</u> なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p>	<p>(2)受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。 ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。</p> <p>1)流動性試験 2)ブリーディング率及び体積変化率試験 3)圧縮強度試験 4)塩化物含有量の測定</p> <p>(3)グラウトの施工にあたっては、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。 また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>(4)連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。</p> <p><u>(5)寒中におけるグラウトの施工については、グラウトが凍結することのないように、行うものとする。</u></p> <p><u>(6)暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。</u> なお、注入時のグラウトの温度は35℃を超えてはならない。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
1 2 - 3 - 3 支 承工	受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の <u>規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u>	受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧施工の <u>規定によらなければならない。</u>
第4節 橋梁付属物工		
1 2 - 4 - 1 伸 縮装置工	1. 受注者は、伸縮装置の据付けについて <u>は、</u> 施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を <u>決定しなければならない。</u> <u>また、工事監督員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u>	1. 受注者は、伸縮装置の据付けについて、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を <u>決定し、事前に工事監督員に報告しなければならない。</u>
	2. 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、 <u>設計図書によらなければならない。</u>	2. 受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、 <u>設計図書によるものとする。</u>
1 2 - 4 - 4 地 覆工	受注者は、 <u>地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</u>	受注者は、 <u>設計図書に基づいて地覆を施工しなければならない。</u>

項目	改 正 後	改 正 前
12-4-7 銘板工	<p>1. 受注者は、<u>橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板(J I S H 4 0 0 0 A 5 0 5 2 P)</u>を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、<u>図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない</u>。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。</p>  <p>図 12-4-1 橋歴板の記載例</p>	<p>1. 受注者は、<u>橋歴板の製作について、材質は J I S H 2 2 0 2 (鋳鉄用銅合金地金)</u>を使用し、寸法及び記載事項は、<u>次図橋歴板の記載例によらなければならない</u>。</p>  <p>図 12-4-1 橋歴板の記載例</p>
	<p>2. 受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、工事監督員の指示によらなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、<u>原則として</u>橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、工事監督員の指示によらなければならない。</p>
	<p>3. <u>受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月を記入しなければならない</u>。</p>	<p>3. 橋歴板に記載する年月は、橋梁の<u>完成年月とする</u>。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
12-4-8 現場塗装工	<p>9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。<u>これ以外の場合、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。塗装禁止条件は、表 12-4-1 塗装禁止条件に示すとおりである。</u></p> <p>(1) 省略 <u>【削除】</u></p> <p>(2) 降雨等で表面が濡れているとき。 (3) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。 (4) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 (5) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 (6) その他工事監督員が不適当と認めるとき。</p>	<p>9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については5℃以下、20℃以上、湿度については85%以上とする。</u> (3) 降雨等で表面が濡れているとき。 (4) 風が強いとき、及び塵埃が多いとき。 (5) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。 (6) 炎天で表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。 (7) その他工事監督員が不適当と認めるとき。</p>
	<p>11. 受注者は、<u>塗り残し、ながれ、しわ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p>	<p>11. 受注者は、<u>塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ</u>等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。</p>
	<p>12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>塗料を均一な状態</u>にしてから使用しなければならない。</p>	<p>12. 受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の<u>底部に顔料が沈殿しないよう</u>にしてから使用しなければならない。</p>
	<p>13. 下塗り (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。 天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装しなければならない。</u> (2)～(4) 省略</p>	<p>13. 下塗り (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。 天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、<u>塗装するものとする。</u> (2)～(4) 省略</p>

項目	改 正 後	改 正 前
12-4-8 現場塗装工	<p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、防錆剤の<u>使用については、設計図書に関して</u>工事監督員の承諾を<u>得なければならない</u>。</p>	<p>(5) 受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。</p> <p>ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。</p> <p>なお、防錆剤の<u>使用について</u>工事監督員の承諾を<u>得るものとする</u>。</p>
	<p>16. 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成<u>及び</u>保管し、工事監督員<u>又は検査職員から</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>工事完成時に工事監督員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>1) 塗膜厚測定値 (5 <u>回</u> 平均) の平均値は、<u>目標塗膜厚合計値</u> の 90% 以上とするものとする。</p> <p>2) 塗膜厚測定値 (5 <u>回</u> 平均) の最小値は、<u>目標塗膜厚合計値</u> の 70% 以上とするものとする。</p> <p>3) 塗膜厚測定値 (5 <u>回</u> 平均) の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚合計値</u> の 20% を <u>超えない</u> ものとする。</p> <p>ただし、<u>標準偏差が 20% を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする</u>。</p> <p>4) 平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の<u>場合は</u>さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が<u>管理基準値</u>を満足すれば合格とし、不合格の場合は<u>最上層の塗料を塗増して、再検査しなければならない</u>。</p>	<p>16. 検査</p> <p>(1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、工事監督員<u>の</u>請求があった場合は速やかに提示するとともに<u>検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(2) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 受注者は、膜厚測定器として <u>2 点調整式</u> 電磁膜厚計を使用しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>1) 塗膜厚測定値 (5 <u>点</u> 平均) の平均値は、<u>目標塗膜厚 (合計値)</u> の 90% 以上とするものとする。</p> <p>2) 塗膜厚測定値 (5 <u>点</u> 平均) の最小値は、<u>目標塗膜厚 (合計値)</u> の 70% 以上とするものとする。</p> <p>3) 塗膜厚測定値 (5 <u>点</u> 平均) の分布の標準偏差は、<u>目標塗膜厚 (合計)</u> の 20% を <u>越えない</u> ものとする。</p> <p>ただし、<u>平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする</u>。</p> <p>4) 平均値、最小値、標準偏差の<u>それぞれ 3 条件</u>のうち 1 つでも不合格の<u>場合には</u>、さらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、<u>塗増し、再検査するものとする</u>。</p>

項目	改 正 後	改 正 前								
第5節 舗装工										
12-5-3 グースアスファルト舗装工	<p>5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>ついては</u>、舗装施工便覧の<u>規定による</u>。</p> <p>6. 接着剤の塗布に<u>当たっては</u>、以下の<u>各規定による</u>。 (1)・(2) 省略 (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、<u>0.3～0.4 ㎏/㎡の割合で塗布</u>しなければならない。<u>塗布は鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2 ㎏/㎡の割合で一層目を塗布し</u>、この層を約3時間乾燥させた後<u>に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする</u>。 (4)・(5) 省略</p> <p>7. 受注者は、夏期高温時に施工する場合<u>は</u>、以下の<u>規定による</u>。 (1) <u>受注者は、夏期高温時に施工する場合</u>には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 (2) 省略</p> <p>8. 受注者は、グースアスファルトの示方配合<u>は</u>、次の<u>規定による</u>。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。 表 12-5-2 省略 (2) <u>標準アスファルト量</u>の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。</p> <p>表 12-5-3 <u>標準アスファルト量</u></p> <table><tr><td></td><td>混合料全量に対する百分率(%)</td></tr><tr><td>アスファルト量</td><td>7～10</td></tr></table>		混合料全量に対する百分率(%)	アスファルト量	7～10	<p>5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に<u>当たり</u>、舗装施工便覧の<u>規定によらなければならない</u>。</p> <p>6. 接着剤の塗布に<u>当たり</u>、以下の<u>各規定によらなければならない</u>。 (1)・(2) 省略 (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ、ローラーバケ等を用いて、<u>接着剤を0.3～0.4 ㎏/㎡の割合でむらのないよう</u><u>に一様に塗布</u>しなければならない。<u>一層目は0.15～0.2 ㎏/㎡を塗布し</u>、この層を約3時間乾燥させた後、<u>一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布しなければならない</u>。 (4)・(5) 省略</p> <p>7. 受注者は、夏期高温時に施工する場合、以下の<u>規定によらなければならない</u>。 (1) 流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。 (2) 省略</p> <p>8. 受注者は、グースアスファルトの示方配合<u>を</u>、次の<u>規定によるものとする</u>。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 12-5-2 に適合するものとする。 表 12-5-2 省略 (2) <u>アスファルトの標準混合量</u>の規格は表 12-5-3 に適合するものとする。</p> <p>表 12-5-3 <u>アスファルトの標準混合量</u></p> <table><tr><td></td><td>混合料全量に対する百分率(%)</td></tr><tr><td>アスファルト量</td><td>7～10</td></tr></table>		混合料全量に対する百分率(%)	アスファルト量	7～10
	混合料全量に対する百分率(%)									
アスファルト量	7～10									
	混合料全量に対する百分率(%)									
アスファルト量	7～10									

項目	改 正 後	改 正 前
12-5-3 グースアスファルト舗装工	(3) <u>受注者は</u> 、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に <u>当たっては</u> 配合設計を行い、 <u>設計図書に関して</u> 工事監督員の承諾を <u>得なければならない</u> 。	(3) グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に <u>当たり</u> 、配合設計を行い、工事監督員の承諾を <u>得るものとする</u> 。
	9. 設計アスファルト量の決定について <u>は</u> 、次の <u>規定による</u> 。 (1) 示方配合された <u>アスファルトプラントにおける</u> グースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。 表 12-5-4 省略 (2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、 <u>受注者は</u> 、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 (3) <u>受注者は</u> 、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が <u>まとまらない</u> 場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。 (4) <u>受注者は</u> 、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備 <u>及び</u> 保管し工事監督員の請求があった場合 <u>は速やかに提示しなければならない</u> 。 (5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量が 2 以下を目標とする。	9. <u>受注者は</u> 、設計アスファルト量の決定について、次の <u>規定によらなければならない</u> 。 (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表 12-5-4 の基準値を満足するものでなければならない。 表 12-5-4 省略 (2) グースアスファルトの混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差が出るので、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。 (3) 試験の結果から基準値を満足するアスファルト量が <u>決定しない</u> 場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。 (4) 配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備、 <u>保管し工事監督員の請求があった場合直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない</u> 。 (5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量が 2 以下を目標とする。
	10. 現場配合については、 <u>受注者は</u> 舗設に先立って本章 12-5-3 グースアスファルト舗装工 9 (4) で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。 ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。	10. 現場配合については、舗設に先立って本章 12-5-3 グースアスファルト舗装工 9 (4) で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。 ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。

項目	改 正 後	改 正 前
12-5-3 グ ースアスファルト 舗装工	11. 受注者は、混合物の製造に <u>当たっては</u> 、次の <u>規定による</u> 。 (1) <u>アスファルトプラントにおける</u> グースアスファルトの標準加熱温度は表 12-5-5 を満足するものとする。 表 12-5-5 省略 (2) 省略	11. 受注者は、混合物の製造に <u>当たり</u> 、次の <u>規定によらなければならない</u> 。 (1) グースアスファルトの標準加熱温度は表12-5-5を満足するものとする。 表12-5-5省略 (2) 省略
	12. <u>敷均しの施工に当たっては</u> 、次の <u>規定による</u> 。 (1) <u>受注者は</u> 、グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。 (2) 一層の仕上り厚は3～4 cm とする。 (3) <u>受注者は、表面が湿っていない</u> ときに混合物を敷ならすものとする。 作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) <u>受注者は、グースアスファルトの舗設作業を</u> 工事監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。	12. <u>受注者は、敷均しの施工に当たり</u> 、次の <u>規定によらなければならない</u> 。 (1) グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。 (2) 一層の仕上り厚は3～4 cm とする。 (3) <u>橋面が乾燥している</u> ときに混合物を敷ならすものとする。 作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。 (4) 工事監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。
	13. <u>目地工の施工に当たっては</u> 、次の <u>規定による</u> 。 (1) <u>受注者は</u> 、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) <u>受注者は、雨水等の浸入を防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。</u> (3) ～ (4) 省略 (5) <u>注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。</u> (6) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、 <u>受注者は</u> 、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。	13. <u>受注者は、目地工の施工に当たり</u> 、次の <u>規定によらなければならない</u> 。 (1) 横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。 (2) 雨水等の浸入を防止するために、 <u>成型目地材若しくは、注入目地材を用いなければならない。</u> (3) ～ (4) 省略 (5) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。 <u>なお、溶解は、間接加熱によらなければならない。</u>

項目	改 正 後	改 正 前
12-5-3 グ ースアスファルト 舗装工	<p>(7) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</p> <p>(8) <u>プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 ㍑/㎡、構造物側面に対しては0.2 ㍑/㎡、成型目地材面に対しては0.3 ㍑/㎡とする。</u></p>	<p>(6) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。</p> <p><u>なお、プライマーの使用量は、目地内部に対して0.3 ㍑/㎡、構造物側面に対して0.2 ㍑/㎡、成型目地材面に対して0.3 ㍑/㎡とする。</u></p>
第13章 橋梁下部工事 第2節 一般事項		
13-2-1 適 用すべき諸基準	<p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>【削除】</p> <p>(1) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 (2) 道路橋補修便覧 (公社) 日本道路協会 (3) 抗基礎設計便覧 (公社) 日本道路協会 (4) 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (公社) 日本道路協会</p>	<p>適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p><u>(1) 道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)(公社) 日本道路協会</u> (2) 道路橋支承便覧 (公社) 日本道路協会 (3) 道路橋補修便覧 (公社) 日本道路協会 (4) 抗基礎設計便覧 (公社) 日本道路協会 (5) 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (公社) 日本道路協会</p>
13-2-2 一 般事項	<p>1. 輸送工</p> <p>受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない。</u></p>	<p>1. 輸送工</p> <p>受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、工事監督員に提出しなければならない。</u></p>
第4節 橋台工		
13-4-4 軀 体工	<p>6. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、<u>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>6. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合、<u>防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。</u></p>

項目	改 正 後	改 正 前
13-4-4 躯体工	7. 受注者は、支承部の箱抜き施工について <u>は</u> 、道路橋支承便覧の規定による。 これ以外の施工方法による場合は、 <u>設計図書に関して</u> 工事監督員の承諾を <u>得なければならない</u> 。	7. 受注者は、支承部の箱抜き施工について、道路橋支承便覧の規定によらなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を <u>得るものとする</u> 。
	9. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合 <u>は</u> 、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。 <u>ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</u>	9. 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。 <u>これ以外の施工方法による場合は、工事監督員と協議しなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合は、この限りではない。</u>
	14. 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。 <u>有孔管及び</u> フィルター材の種類、規格については、 <u>設計図書によらなければならない</u> 。	14. 受注者は、有孔管の施工について、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。 <u>なお、有孔管及び</u> フィルター材の種類、規格については、 <u>設計図書によるものとする</u> 。
第14章 頭首工工事 第2節 一般事項		
14-2-1 適用すべき諸基準	(1)～(3) 省略 <u>(4) 仮締切堤設置基準(案) 国土交通省</u> <u>(5) プレストレストコンクリート工法設計施工指針</u> <u>(公社) 土木学会</u>	(1)～(3) 省略
14-2-2 一般事項	1. 受注者は、頭首工の施工に <u>おける</u> 、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について <u>は設計図書に基づき施工</u> しなければならない。 2. 輸送工 受注者は、P C 桁等の輸送に着手する前に <u>輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない</u> 。	1. 受注者は、頭首工の施工に <u>において</u> 、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造について、 <u>施工計画書に記載</u> しなければならない。 2. 輸送工 受注者は、P C 桁等の輸送に着手する前に <u>施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、工事監督員に提出しなければならない</u> 。

項目	改 正 後	改 正 前
第4節 可動堰本体工		
14-4-7 床版（堰体）工	<p>1. 受注者は、床版工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、<u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みは</u>、本体コンクリートと同時施工しなければならない。 その場合、<u>埋設鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、<u>設計図書に関して</u>工事監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。 その場合、<u>本体（一次）コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、<u>埋設鋼構造物周辺のコンクリートは</u>、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めをしなければならない</u>。</p> <p>5. 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合については、第1編 1-1-17 受注者相互の協力の規定によるものとする。</u></p>	<p>1. 受注者は、床版工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、床版工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。 なお、コンクリートの打設方法は、層打ちとしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合</u>、本体コンクリートと同時施工しなければならない。 その場合、<u>鋼構造物</u>がコンクリート打込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。 なお、同時施工が困難な場合は、工事監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。 その場合、<u>本体コンクリート</u>と二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い、水密性を確保しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、<u>鋼構造物を埋設する場合について</u>、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打込み、<u>締固めなければならない</u>。</p> <p>5. 埋設される鋼構造物が関連工事で施工される<u>場合、施工範囲は設計図書に示すとおりとするが、相互に協力しなければならない。</u></p>

項目	改 正 後	改 正 前
14-4-8 堰柱工	<p>2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>3. <u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u>、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。</p>	<p>2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、原則として堰柱工1ブロックを打継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>3. <u>堰柱に鋼構造物を埋設する場合</u>、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。</p>
14-4-9 門柱工	<u>埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打込みについては</u> 、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。	<u>門柱に鋼構造物を埋設する場合</u> 、第2編14-4-7床版（堰体）工3及び4の規定によるものとする。
14-4-10 ゲート操作台工	<p>1. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強しなければならない</u>。</p>	<p>1. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、操作台1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、操作台開孔部の施工について、設計図書に従い<u>補強筋を設置しなければならない</u>。</p>
14-4-11 水叩（エプロン）工	<p>1. 受注者は、水叩工の施工に<u>当たっては</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たっては</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、水叩工の施工に<u>当たり</u>、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリート打設に<u>当たり</u>、水叩工1ブロックを打ち継目なく連続して施工しなければならない。</p>
14-4-14 取付擁壁工	受注者は、取付擁壁の施工時期に <u>ついては</u> 、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。	受注者は、取付擁壁の施工時期に <u>ついて</u> 、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。
第5節 固定堰本体工		
14-5-7 堰体工	<p>1. 受注者は、<u>床版部の施工に当たっては</u>、床付地盤と<u>敷均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2. <u>仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12継目の規定によるものとする。</p>	<p>1. 受注者は、<u>堰体の施工に当たり</u>、床付地盤と<u>均しコンクリート</u>、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。</p> <p>2. <u>受注者は、仮締切の施工手順によって</u>、本体コンクリートを打継ぐ場合の施工については、第1編3-7-12継目の規定によるものとする。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
第7節 魚道工		
14-7-2 魚道本体工	受注者は、床版部の施工に <u>当たっては</u> 、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	受注者は、床版部の施工に <u>当たり</u> 、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。
第9節 管理橋上部工		
14-9-1 一般事項	1. 本節は、管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工について定めるものである。	1. 本節は、管理橋上部工としてプレテンション桁購入工、ポストテンションT（I）桁製作工、プレキャストブロック購入工、プレキャストブロック桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、架設支保工、床版、横組工、支承工、 <u>橋梁付属物工、橋梁現場塗装工、管理橋舗装工その他これらに類する工種</u> について定めるものである。
	4. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 <u>JIS B 0205-1～4（一般用メートルねじ）</u> に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、 <u>JIS B 0205-1（一般用メートルねじ-第1部：基本山形）、JIS B 0502-2（一般用メートルねじ-第2部：全体系）、JIS B 0205-3（一般用メートルねじ-第3部：ねじ部品用を選択したサイズ）、JIS B 0205-4（一般用メートルねじ-第4部：基本寸法）</u> に適合する転造ねじを使用しなければならない。
14-9-2 プレテンション桁購入工	1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、 <u>JISマーク表示認証製品を製造している工場</u> において製作したものを用いなければならない。	1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、 <u>産業標準化法（平成16年6月）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）</u> において製作したものを用いなければならない。
	2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 （1）PC鋼材についた油、土、 <u>ごみ等</u> のコンクリートの付着を害するおそれのあるものを <u>除去し</u> 製作されたもの。 （2）プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm ² 以上であることを確認し、 <u>制作されたもの</u> 。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	2. 受注者は、次の規定を満足した桁を用いなければならない。 （1）PC鋼材についた油、土 <u>及び</u> ごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを <u>清掃し、除去し</u> 製作されたもの。 （2）プレストレス時のコンクリート圧縮強度は、 <u>30N/mm²以上であることを確認し、製作されたものとする</u> 。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

項目	改 正 後	改 正 前
14-9-2 プレテンション桁購入工	<p>(3) コンクリートの施工について、次の規定により製作されたものの。</p> <p>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に縮固めて製作されたものの。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下としてとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一樣にゆるめられるように製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。</p> <p>3. 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 工事名又は記号</p> <p>(2) コンクリート打設年月日</p> <p>(3) 通し番号</p>	<p>(3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。</p> <p>1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に縮固めて製作する。</p> <p>2) 蒸気養生を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないように留意しなければならない。</p> <p>なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一樣にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>3. 受注者は、型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 工事名又は記号</p> <p>(2) コンクリート打設月日</p> <p>(3) 通し番号</p>
14-9-3 ポストテンションT (I) 桁製作工	<p>1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない</p> <p>(2) 受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに当たっては、プレストレス導入後に行わなければならない。</p> <p>その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。</p> <p>(1) 主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない</p> <p>(2) 桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しは、プレストレス導入後に行わなければならない。</p> <p>その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に実施するものとする。</p> <p>(3) 内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めるものとする。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
14-9-3 ポ ストテンションT (I) 桁製作工	<p>(4) <u>受注者は、</u>桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲<u>及び</u>型枠のすみずみまで行き渡るように<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(4) 桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、<u>あるいは</u>型枠のすみずみまで行き渡るように<u>行うものとする</u>。</p> <p>(5) 省略</p>
	<p>2. <u>PCケーブルの施工については、次の規定によるものとする。</u></p> <p>(1) 横組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。</p> <p>(2) <u>受注者は、</u>PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみ等が付着しないよう、<u>挿入しなければならない</u>。</p> <p>(3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない</u>。</p> <p>(4) PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めなければならない</u>。</p> <p>(5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てなければならない</u>。</p> <p>(6) 定着具及び接続具の使用については、<u>第2編 14-9-1 一般事項3の規定によるものとする。</u></p> <p>(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>や</u>損傷を受けたりしないように<u>保護しなければならない</u>。 なお、ねじは、<u>第2編 14-9-1 一般事項4の規定によるものとする。</u></p>	<p>2. <u>受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。</u></p> <p>(1) 横組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。</p> <p>(2) PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土<u>及び</u>ごみ等が付着しないよう、<u>挿入作業をするものとする</u>。</p> <p>(3) シースの継手部はセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も<u>圧力に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする</u>。</p> <p>(4) PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を<u>定めるものとする</u>。</p> <p>(5) PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように<u>組立てるものとする</u>。</p> <p>(6) 定着具及び接続具の使用については、<u>定着又は接続されたPC鋼材がJIS又は設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない</u>。</p> <p>(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さび<u>たり</u>、損傷を受けたりしないように<u>保護するものとする</u>。 なお、ねじは、<u>JIS B 0205（一般メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない</u>。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
14-9-3 ポ ストテンションT (I) 桁製作工	5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、 <u>過大な応力が生じないように支持するとともに</u> 、横倒れ防止処置を行わなければならない。	5. 受注者は、主桁の仮置きを行う場合、仮置きした主桁に、横倒れ防止処置を行わなければならない。
	6. 受注者は、主桁製作設備の <u>施工については、次の規定によるものとする。</u> (1)・(2) 省略	6. 受注者は、主桁製作設備の <u>施工について、規定によらなければならない。</u> (1)・(2) 省略
14-9-5 プ レキャストブロッ ク桁組立工	2. ブロック組立ての施工については、次の <u>規定によるものとする。</u> (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 か月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・ <u>規準編</u> ((公社)土木学会)における、J S C E - H 1 0 1 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	2. <u>受注者は、</u> ブロック組立ての施工については、次の <u>規定によらなければならない。</u> (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 か月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・ <u>基準編</u> ((公社)土木学会)における、J S C E - H 1 0 1 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。

項目	改正後	改正前
14-9-5 プレキャストブロック桁組立工	<p>(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを<u>取り除かなければならない</u>。</p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に<u>当たっては</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工しなければならない</u>。</p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにしなければならない</u>。</p>	<p>(2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを<u>取り除くものとする</u>。</p> <p>(3) プレキャストブロックの連結に<u>当たり</u>、設計図書に示す品質が得られるように<u>施工するものとする</u>。</p> <p>(4) プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが<u>生じないようにするものとする</u>。</p>
14-9-5 プレキャストブロック桁組立工	<p>3. <u>P C ケーブル及び P C 緊張の施工については</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工 2 及び 3 の規定によるものとする。</p> <p>4. <u>グラウトの施工については</u>、次の<u>規定によるものとする</u>。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行わなければならない</u>。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>3. <u>受注者は、P C ケーブル及び P C 緊張の施工について</u>、本章 14-9-3 ポストテンション T (I) 桁製作工 2 及び 3 の規定によるものとする。</p> <p>4. <u>受注者は、グラウトの施工について</u>、次の<u>規定によらなければならない</u>。</p> <p>(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを<u>行うものとする</u>。</p> <p>(2) 省略</p>
14-9-6 P C ホロースラブ製作工	<p>1. 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり<u>防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない</u>。</p> <p>5. 受注者は、主ケーブルに片引きによる P C 固定及び P C 継手がある場合<u>は</u>、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）<u>の規定</u>により施工しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、円筒型枠の施工について、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり<u>防止処置を講じなければならない</u>。</p> <p>5. 受注者は、主ケーブルに片引きによる P C 固定及び P C 継手がある場合、プレストレストコンクリート工法設計施工指針（（公社）土木学会）により施工しなければならない。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
14-9-7 P C箱桁製作工	<p>1. <u>移動型枠の施工については</u>、本章14-9-6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2. <u>コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工については</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。</p> <p>3. <u>PC固定、PC継手の施工については</u>、本章14-9-6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4. <u>横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工については</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。</p>	<p>1. <u>受注者は、移動型枠の施工について</u>、本章14-9-6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>2. <u>受注者は、コンクリート、PCケーブル、PC緊張の施工について</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工1から3の規定によるものとする。</p> <p>3. <u>受注者は、PC固定、PC継手の施工については</u>、本章14-9-6PCホロースラブ製作工の規定によるものとする。</p> <p>4. <u>受注者は、横締め鋼材、横締め緊張、鉛直締め鋼材、鉛直締め緊張、グラウト等がある場合の施工について</u>、本章14-9-3ポストテンションT（I）桁製作工の規定によるものとする。</p>
14-9-8 ク レーン架設工	<u>プレキャスト桁の架設については、第2編 12-3-1架設工1の規定によるものとする。</u>	<u>受注者は、プレキャスト桁の架設について、架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない</u>
14-9-9 架 設桁架設工	<u>架設桁架設については第2編 12-3-1架設工2の規定によるものとする。</u>	<p>1. <u>受注者は、既架設桁を使用して、プレキャスト桁を架設する場合は、既架設桁の安全性について検討しなければならない。</u></p> <p>2. <u>受注者は、架設計画書に基づいた架設機材を用いて、安全に施工しなければならない。</u></p> <p>3. <u>プレキャスト桁の架設については、本章14-9-8クレーン架設工の規定によるものとする。</u></p>
14-9-10 架設支保工（固 定）	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 <u>3-8-3型</u> 枠及び支保の規定によるものとする。	支保工及び支保工基礎の施工については、第1編 <u>第3章第8節</u> 型枠及び支保の規定によるものとする。
14-9-12 支承工	<u>支承工の施工については、第2編 12-3-3支承工の規定によるものとする。</u>	<u>受注者は、支承工の施工について、道路橋支承便覧（（公社）日本道路協会）の規定によらなければならない。</u>
第15章 機場下部工事 第2節 一般事項		
15-2-2 一 般事項	<p>6. 輸送工</p> <p>受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載しなければならない</u>。</p>	<p>6. 輸送工</p> <p>受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を<u>記載し、工事監督員に提出しなければならない</u>。</p>

第4節 機場本体工		
15-4-1 作業土工	2. 受注者は、 <u>基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して</u> 工事監督員と協議しなければならない。	2. 受注者は、 <u>地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合、その処理について</u> 工事監督員と協議しなければならない。
第16章 地すべり防止工事 第2節 一般事項		
16-2-1 適用すべき諸基準	(1) 省略 (2) PCフレーム工法設計・施工の手引き (3)・(4) 省略 <u>(5) 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例（一社）全国治水砂防協会</u>	(1) 省略 (2) PCフレーム <u>アンカー</u> 工法設計・施工の手引き (3)・(4) 省略
16-2-2 一般事項	2. 受注者は、集水井の施工に <u>当たっては、常に観測（監視）計画等にて</u> 地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、 <u>異常（数値の変化等）が確認された場合は速やかに</u> 工事監督員に報告しなければならない。 3. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載しなければならない。	2. 受注者は、集水井の施工に <u>当たり、常に移動計測等により</u> 地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、 <u>定期的かつ必要がある場合に</u> 工事監督員に報告しなければならない。 3. 輸送工 受注者は、既製杭等の輸送に着手する前に施工計画書に輸送計画に関する事項を記載し、 <u>工事監督員に提出</u> しなければならない。
第6節 水抜きボーリング工		
16-6-1 水抜きボーリング工	<u>3. 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管とするものとする。</u> <u>4. 保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。</u> <u>5. 受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した表示板を立てなければならない。</u>	<u>3. 受注者は、保孔管を削孔全長に挿入するものとする。</u> <u>なお、設計図書で指定する場合を除き、硬質ポリ塩化ビニル管を使用するものとし、保孔管のストレーナー加工は、設計図書によるものとする。</u> <u>4. 受注者は、各箇所の削孔完了後、削孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した表示板を立てなければならない。</u>

項目	改 正 後	改 正 前
第7節 集水井設置工		
16-7-2 集水井工	<p>1. 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに工事監督員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地状況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障がある場合は、設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合、速やかに工事監督員に報告し指示を受けるものとする。</p> <p>2. 受注者は、集水井の施工について、現地状況により設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合、工事監督員と協議しなければならない。</p>
第8節 抑止杭工		
16-8-2 抑止杭工	<p>2. 受注者は、杭建込みのための削孔に当たっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、杭建込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩又は固定地盤面の深度を確認のうえ、施工しなければならない。</p> <p>4. 既製杭による施工 (1) ～ (2) 省略 (3) 受注者は、杭の建込みに当たっては、各削孔完了後に直ちに挿入しなければならない。 (4) 受注者は、既製杭の施工に当たっては、掘進用刃先、拡孔錘等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるように配慮しておかなければならない。</p> <p>6. シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (2) 省略 (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。</p>	<p>2. 受注者は、杭建込みのための削孔に当たり、地形図、土質柱状図等を把握し、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、杭建込みのための削孔作業において、排出土及び削孔時間等から地質の状況、基岩又は固定地盤面の深度を記録しながら施工しなければならない。</p> <p>4. 既製杭による施工 (1) ～ (2) 省略 (3) 受注者は、削孔完了後、直ちに杭を建込まなければならない。 (4) 受注者は、既製杭の施工に当たり、地質の変化等に即応できるように掘進用刃先、拡孔錘等の種類等に配慮しておかなければならない。</p> <p>6. シャフト工（深礎工）による施工 (1) 受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合、事前掘削を行い、コンクリートをライナープレートと隙間なく打設しなければならない。 (2) 省略 (3) 受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工（ライナープレート）を行い、かつ撤去してはならない。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
16-8-2 抑止杭工	<p>これにより難い場合は、<u>設計図書に関して</u>工事監督員と協議しなければならない。<u>また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。</u></p> <p>なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆わなければならない。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備<u>及び</u>保管し、工事監督員の請求があった場合は、<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 受注者は、<u>軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。</u></p> <p>これにより難い場合は、工事監督員の承諾を<u>得なければならない。</u></p> <p>(8) 受注者は、<u>深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</u></p> <p>(9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。<u>なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>(10) <u>裏込材注入圧力</u>は、低圧（0.1N/mm^2 程度）とするが、これにより難い場合は、<u>施工に先立って</u>工事監督員の承諾を<u>得なければならない。</u></p>	<p>これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで<u>覆うものとする。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備、保管し、工事監督員の請求があった場合、<u>遅滞なく提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 受注者は、<u>鉄筋の継手を重ね継手とする。</u></p> <p>これにより難い場合は、工事監督員の承諾を<u>得るものとする。</u></p> <p>(8) 受注者は、<u>鉄筋の組立てに当たり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものにしなければならない。</u></p> <p><u>また、山留め材を取り外す場合、あらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分に配慮しておかななければならない。</u></p> <p>(9) 受注者は、土留材と地山との間に生じた空隙部に、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。</p> <p>(10) <u>裏込注入（グラウト）圧力</u>は、低圧（0.1N/mm^2 程度）とするが、これにより難い場合は、<u>事前に</u>工事監督員の承諾を<u>得るものとする。</u></p>

項目	改 正 後	改 正 前
16-8-2 抑止杭工	<p>(11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法については</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たっては</u>施工記録を整備保管し、工事監督員の請求があった場合は<u>速やかに提示するとともに、工事完成時に工事監督員へ</u>提出しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合は、<u>設計図書に関して</u>工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(13) ～ (14) 省略</p>	<p>(11) 受注者は、グラウトの注入<u>方法について</u>、施工計画書に記載し、<u>施工に当たり</u>施工記録を整備保管し、工事監督員の請求があった場合に、<u>直ちに提示するとともに、検査時に</u>提出しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(13) ～ (14) 省略</p>
第10節 暗渠工		
16-10-2 暗渠工	<p>受注者は、地下水排除のため暗渠の<u>施工に当たっては</u>、基礎を固めた後、<u>透水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p><u>透水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>受注者は、地下水排除のため暗渠の<u>施工に当たり</u>、基礎を固めた後、<u>吸水管</u>及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p><u>吸水管</u>及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。</p>
第20章 推進工事 第4節 推進工		
20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）	<p>9. 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に努めるほか第1編1-1-<u>2</u><u>4</u>建設副産物の規定によるものとする。</p>	<p>9. 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に努めるほか第1編1-1-<u>2</u><u>3</u>建設副産物の規定によるものとする。</p>
第5節 仮設工		
20-5-3 泥水処理設備工	<p>泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。</p> <p>泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-<u>2</u><u>4</u>建設副産物及び第1編3-2-1-2事業損失防止費の規定により処理するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合については、工事監督員と協議するものとする。</p>	<p>泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。</p> <p>泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第1編1-1-<u>2</u><u>3</u>建設副産物及び第1編3-2-1-2事業損失防止費の規定により処理するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合については、工事監督員と協議するものとする。</p>

改正後

農業土木工事共通仕様書 (参考) 02 仕様書における指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立合・通知・提示の一覧表									
	指示 (施→受)	承諾 (施→受)	協議 (施→受)	提出 (施→受)	報告 (施→受)	協議 (施→受)	立合 (施→受)	通知 (施→受)	提示 (施→受)
箇所等	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容	内容
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき		・5.2単位と5.3.2単位との相違が見える場合						
1-1-2	・品質を証明する試験機関及び報告停止の品質								
1-1-3	・設計図書の同意範囲を超えた資料の作成	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用、伝達		・設計図書の同意を行い該当する事実がある場合の建設費負担		・契約的約束に係る設計図書の変更で該当する事実がある場合			
1-1-4				・計画工程表					
1-1-5	・詳細な施工計画書	・施工計画書の記載内容の省略		・着手前に施工計画書 (当初・変更)					
1-1-6				・詳細な施工計画書					
1-1-7				・個人、個人機器工事における施工計画書					
1-1-8						・コリンスに設置する工事実施場所についての事前確認			
1-1-9						・工事実施計画と受注者による指示内容等の差異確認			
1-1-10						・工事実施場所について用地確保、使用条件等の確認	・工事実施場所について工事施工に支障がある		
1-1-11	・工事現場等の復旧方法								
1-1-12				・施工管理記録及び施工係数表 (当初・変更)					
1-1-13				・下請業人の社会保険等未加入の場合の「関係書類」 ・社会保険等未加入受注者として建設費負担する場合、社会保険等者の建設費負担の履行を確認できる書類					
1-1-14	・調査、試験に対する協力								
1-1-15	・工事の一時中止	・工事の一時中止期間中の維持・管理に関する基本計画							
1-1-16				・設計変更の対象となる内容				・工事の中止内容	
1-1-17				・工費変更 (事前協議)	・工費変更の協議書			・工費変更の協議が否かについて	
1-1-18	・支給材料又は資材品の引渡し場所及び運送			・支給材料又は資材品の請求 ・支給材料又は資材品の受領書 ・手配となった支給材料又は資材品の運送書					
1-1-19	・工事現場発生材の引渡し場所				・工事現場発生材報告書				
1-1-20	・建設費増額の任意償還工事への使用		・建設費増額の本体工事又は建設費増工事への使用について設計図書に示されていない場合		・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況				・産廃廃棄物管理簿
1-1-21						・特定建設費材の分別処理等及び再資源化			
1-1-22		「 <u>品質</u> 」			「 <u>品質</u> 」 ・設計図書で定める品質管理、検査				・工費に使用した材料の品質管理記録
1-1-23				・工事管理の企画書 ・施工管理記録、写真等の資料				・必要に応じて工事現場又は製作工場に立入る企画	
1-1-24				・出来形調整及び出来形照合 ・出来形照合に基づく出来形照合					
1-1-25				・工事作成 ・管水施工工事においては管制関係の図					
1-1-26	・管線の必要があると認められる場合			・管線と管線間の距離 (受注者が決めたすべき要件)					
1-1-27	・工事の出来高に関する資料の作成				・工事の出来高に関する資料				

改正前

[illegible]

改正後

農業土木工事共通仕様書（参考０２ 仕様書における指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示の一覧表）										
箇所条 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容
1-1-31			・施工管理基準及び設計図書に 定めない工種の施工管理	・施工管理記録						
1-1-32							部分使用を行う場合に品質及び 出来形等の検査（確認を含む）			
1-1-33							・履行報告			
1-1-34							・連休二日の実施内容			
1-1-35	・地下埋設物の配置	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法 ・設計図書に指定した建設機械 以外のより条件にあった施工機 械の使用	・地下埋設物等に損傷を与え た場合の補修			・地下埋設物等を見つけた場合				・安全、訓練等の実施状況につ いての写真、ビデオ又は実施状 況報告書等
1-1-36	・工事検査に必要な仮設物の存 在			・火災時の使用計画書						
1-1-37				・工事完成図書としての電子化 の範囲	・工事完成図書としての電子媒 体					
1-1-40	・事故報告書の提出期日			・事故報告書						
1-1-42	・環境への影響が予測され又は 発生した場合		・省令等で定められた排出ガス 対策型建設機械を使用できない 場合	・第三者に損害を与えた場合の 回避可否に関する判断資料 ・使用する建設機械の写真						・工事監督員から特定特殊自動 車に使用した燃料の購入伝票を 求められた場合
1-1-43	・文化財を発見した場合の処理					・文化財を発見した場合				
1-1-44				・指定された工事用道路を使用 する場合の施工計画書						
1-1-45	・関係官公庁への手続きが困難 な場合			・法令、条例等による許可書類 の等し	・関係官庁への手続き内容（事 前） ・官公庁との交渉等の内容					
1-1-46		・設計図書に定められた施工時 間及び施工時間を変更する場合		・使用中の道路における工事によ りて、官公庁の休日又は夜間 に作業を行う場合の理由を付し た出払報告書						
1-1-47	・測量結果が設計図書に示され ている数値と差異が生じた場合 ・測量標及び多角点を設置する ための基準点	・用地幅杭、測量標及び多角点 等の移設		・工事測量の結果						
1-1-48	・提出書類の書式等に定めのない 場合の様式			・工事請負契約に係る提出書類						
1-1-50						・創設工夫を図った事項、地域 社会への貢献を図った事項等				
1-1-51			・業務の遂行により発明又は考 案した場合の出願及び権利の帰 属等			・業務の遂行により発明又は考 案したとき				
1-1-52				・建設共創産に該当する場合の 発注者用資金収納書						・資金充当実績総括表
1-1-53						・環境の措置を講じた場合の内 容				
材料										
2-1-1	・工事に使用する材料		・設計図書に品質が示されてい ない場合で環境負荷低減に資す る物品等の優先使用							
2-1-2	・工事材料	・指示された工事材料		・工事監督員が指示する工事材 料の見本又は資料（使用前）						
2-1-3	・材料の試験及び検査									
2-4-11			・セメント安定処理にＪＩＳＲ ５２１１高坪セメント以外を使 用する場合							
2-6-1			・セメントに高坪セメントＢ種 以外を使用するとき							
2-6-3		・ＪＩＳ及び土木学会基準に準 合しない湿気剤を使用する場合								
2-7-1						・プレキャストコンクリート製 品についてのアルカリ骨材反応 抑制対策及び使用した骨材の試 験結果				

改正前

農業土木工事共通仕様書（参考０２ 仕様書における指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示の一覧表）										
箇所条 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容	指 示（監→受） 内 容	受 取（監→受） 内 容
1-1-31			・施工管理基準及び設計図書に 定めない工種の施工管理	・施工管理記録						
1-1-32							部分使用を行う場合に品質及び 出来形等の検査（確認を含む）			
1-1-33							・履行報告			
1-1-34							・連休二日の実施内容			
1-1-35	・地下埋設物の配置	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法 ・設計図書に指定した建設機械 以外のより条件にあった施工機 械の使用	・地下埋設物等に損傷を与え た場合の補修			・地下埋設物等を見つけた場合				・安全、訓練等の実施状況につ いての写真、ビデオ又は実施状 況報告書等
1-1-36	・工事検査に必要な仮設物の存 在			・火災時の使用計画書						
1-1-37	・工事検査に必要な仮設物の存 在			・工事完成図書としての電子化 の範囲	・工事完成図書としての電子媒 体					
1-1-40	・事故報告書の提出期日			・事故報告書						
1-1-41	・環境への影響が予測され又は 発生した場合		・省令等で定められた排出ガス 対策型建設機械を使用できない 場合	・第三者に損害を与えた場合の 回避可否に関する判断資料 ・使用する建設機械の写真						・工事監督員から特定特殊自動 車に使用した燃料の購入伝票を 求められた場合
1-1-42	・文化財を発見した場合の処理					・文化財を発見した場合				
1-1-43				・指定された工事用道路を使用 する場合の施工計画書						
1-1-45	・関係官公庁への手続きが困難 な場合			・法令、条例等による許可書類 の等し	・関係官庁への手続き内容（事 前） ・官公庁との交渉等の内容					
1-1-46		・設計図書に定められた施工時 間及び施工時間を変更する場合		・官公庁の休日又は夜間に作業 を行う場合の理由を付した出 払報告書						
1-1-47	・測量結果が設計図書に示され ている数値と差異が生じた場合 ・測量標及び多角点を設置する ための基準点	・用地幅杭、測量標及び多角点 等の移設		・工事測量の結果						
1-1-48	・提出書類の書式等に定めのない 場合の様式			・工事請負契約に係る提出書類						
1-1-49						・創設工夫を図った事項、地域 社会への貢献を図った事項等				
1-1-51			・業務の遂行により発明又は考 案した場合の出願及び権利の帰 属等			・業務の遂行により発明又は考 案したとき				
1-1-52				・建設共創産に該当する場合の 発注者用資金収納書						・資金充当実績総括表
1-1-53						・環境の措置を講じた場合の内 容				
材料										
2-1-1	・工事に使用する材料		・設計図書に品質が示されてい ない場合で環境負荷低減に資す る物品等の優先使用							
2-1-2	・工事材料	・指示された工事材料		・工事監督員が指示する工事材 料の見本又は資料（使用前）						
2-1-3	・材料の試験及び検査									
2-4-11			・セメント安定処理にＪＩＳＲ ５２１１高坪セメント以外を使 用する場合							
2-6-1			・セメントに高坪セメントＢ種 以外を使用するとき							
2-6-3		・ＪＩＳ及び土木学会基準に準 合しない湿気剤を使用する場合								
2-7-1						・プレキャストコンクリート製 品についてのアルカリ骨材反応 抑制対策及び使用した骨材の試 験結果				

改正後

農業土木工事共通仕様書（参考 0 2 仕様書における指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示の一覧表）									
箇所名	指示（新→受）	承諾（新→受）	協議（新→受）	提出（新←受）	報告（新←受）	確認（新→受）	立会（新→受）	通知（新→受）	提示（新→受）
3-8-5	・プレキャストカルパートの施工について設計図書以外の施工方法による場合		・設計図書に示された本橋勾配により難い場合 ・コルゲートフリュームの布設に当たり、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・コルゲートフリュームのあてこしを行う必要が生じた場合の取扱い方法						
3-9-2	・自由勾配側溝の断面コンクリート厚さが設計図書により難い場合								
3-9-4			・集水樹と路盤との高さ調整が必要の場合						
3-9-5			・新たに地下水管を発見した場合の対策						
3-10-2			・落石防止網の施工についてアンカーピンが打込みが困難で不可能な場合 ・落石防止網が設計図書に示す設置方法により難い場合						
3-13-2	・側溝設置による勾配								
3-14-3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合		・標識の設置において障害物がある場合						
3-14-4	・区画線の施工箇所、施工方法施工工程								
3-14-7			・設計図書に縦断線標識の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標識の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標識の設置位置が示されていない場合						
水陸工事									
5-2-2	・併設線又は従属線間の位置を設計図書の規定によらない場合			【新設】	【新設】				
5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、道路協会規格の継手の施工方法		・事業協会規格以外の製品を使用する場合、道路協会規格の継手の施工方法						
5-11-2	【新設】		【新設】						
河川及び排水路工事									
6-2-2	・工事監督員の指示に従って施工								
6-7-1			・概算工事の施工で予想しない障害となる工作物等が現れた場合						
6-7-3			・設計図書で指定する砕石基礎の施工方法が湧水及び流水の影響による変更が必要な場合						
6-9-1			・設計図書に定められていない仮設切土を設ける場合						
6-9-2			・基礎下層の土質が不適当の場合の処置 ・仮設切土に予想しない湧水がある場合の処置						
6-9-6			・縦断造物埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合						
管水陸工事									
7-2-2	・管体及びゴム輪等の損傷を発生した場合	・管番号を記載した管割図		・布設にともない変更となった管割図	・管体及びゴム輪等の損傷を発生した場合 ・管の接続後の点検結果				
7-5-1			・急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合						

改正前

農業土木工事共通仕様書（参考 0 2 仕様書における指示・承諾・協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示の一覧表）									
箇所名	指示（新→受）	承諾（新→受）	協議（新→受）	提出（新←受）	報告（新←受）	確認（新→受）	立会（新→受）	通知（新→受）	提示（新→受）
3-8-5	・プレキャストカルパートの施工について設計図書の規定以外の施工方法による場合		・設計図書に示された本橋勾配により難い場合 ・コルゲートフリュームの布設に当たり、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・コルゲートフリュームのあてこしを行う必要が生じた場合の取扱い方法						
3-9-2	・自由勾配側溝の断面コンクリート厚さが設計図書により難い場合								
3-9-4			・集水樹と路盤との高さ調整が必要の場合						
3-9-5			・新たに地下水管を発見した場合の対策						
3-10-2			・落石防止網の施工についてアンカーピンが打込みが困難で不可能な場合 ・落石防止網が設計図書に示す設置方法により難い場合						
3-13-2	・側溝設置による勾配								
3-14-3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合		・標識の設置において障害物がある場合						
3-14-4	・区画線の施工箇所、施工方法施工工程								
3-14-7			・設計図書に縦断線標識の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標識の設置位置が示されていない場合 ・設計図書に距離標識の設置位置が示されていない場合						
水陸工事									
5-2-2	・併設線又は従属線間の位置を設計図書の規定によらない場合			【新設】	【新設】				
5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、道路協会規格の継手の施工方法		・事業協会規格以外の製品を使用する場合、道路協会規格の継手の施工方法						
5-11-2	【新設】		【新設】						
河川及び排水路工事									
6-2-2	・工事監督員の指示に従って施工								
6-7-1			・概算工事の施工で予想しない障害となる工作物等が現れた場合						
6-7-3			・設計図書で指定する砕石基礎の施工方法が湧水及び流水の影響による変更が必要な場合						
6-9-1			・設計図書に定められていない仮設切土を設ける場合						
6-9-2			・基礎下層の土質が不適当の場合の処置 ・仮設切土に予想しない湧水がある場合の処置						
6-9-6			・縦断造物埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合						
管水陸工事									
7-2-2	・管体及びゴム輪等の損傷を発生した場合	・管番号を記載した管割図		・布設にともない変更となった管割図	・管体及びゴム輪等の損傷を発生した場合 ・管の接続後の点検結果				
7-5-1			・急な縦断勾配に砂基礎を施工する場合及び湧水が多い場合						

改正後

[illegible]

改正前

農業土木工事共通仕様書（参考０２ 仕様書における指示・承諾、協議・提出・報告・確認・立会・通知・提示の一覧表）									
箇所名	指示（施→受） 内 容	承 諾（施←受） 内 容	協 議（施×受） 内 容	提 出（施←受） 内 容	報 告（施←受） 内 容	確 認（施→受） 内 容	文 書（施→受） 内 容	通 知（施→受） 内 容	提 示（施→受） 内 容
10-13-2				- グラウティング工場の敷 きの取扱い					
F C工事									
12-3-2		- グラウトを充填せよという 要求は必ずその目的で必要 と認めらる。	- F C材料の切替を機械の手 法以外で行う場合	- 事後管理計測書					
		- 「新設」。	- 「新設」。	- 連続施工方式に基づく管 入れ。					
12-3-3		- 「新設」。							
12-4-1								- 伸張位置の取付位置。	
12-4-T	- 既設の取付位置		- 「新設」。						
12-4-U	- 変置が困難となる部分の変 置方法	- 防振材の使用	- 処分体重量の測定結果がH 4C L 150kgの時以上となっ た場合の取付方法	- 変置後検査による変置所定 式記録					- 変置前後による変置所定 式記録について工事監理員 の確認があった場合
12-5-3		- グラスアスファルトの配合 設計	- 基礎部にも異常を発見した りその対処方法	- 板金が設計図書に示す位置 に据えられたことが確認でき る状況。					- 板金が設計図書に示す位置 に据えられたことが確認できる 資料について工事監理員の調 査による確認。
基礎下地工事									
13-2-2				- 掘削底面の絶対位置を記録 し、施工に照準。					
13-4-4		- 掘削した状態が設計図面にそ うなコンクリート打ち上りとな らずともよい。	- 支保部を確認した状態で工 事を完了する場合でもモルタ 仕上げ以外の方法で行う場合						
掘削土工事									
14-2-2				- 掘削底面の絶対位置を記録 し、施工に照準。					
14-4-T			- 前構造物の埋設と本体コン クリートの同時施工が困難な 場合						
14-4-R		- 「新設」。							
基礎下地工事									
15-2-2			- 掘削土量と施工上限とする 部分及び種々な事項以外の諸 点	- 施工支援となる基準点及び 水準点を明確に調査し、清水 塔等の設置、地下水位の水 位観測等を行う。地盤の下等での 掘削記録	- 掘削底面の絶対位置を記録 し、施工に照準。				
15-4-1			- 地盤面が設計図書に示す状 況であると認められること。 掘削を下り向き掘削とする。						
15-4-6			- 施設種類設備履行、各種配 線等、二次コンクリート打込 の強度及びアンカー金具類 取付位置等（関係者）						
地下水工事									
16-2-2			- 施工中工事区域中に新たな 漏洩の発生等異常を認めたる場 合	- 掘削底の地質構造、清水等 の記録					
16-6-1			- 集水井内部の取付方法等						
16-7-1	- 集水井の掘削が予定深度ま で達しない前に湧水があった 場合、又は予定深度まで掘削 した後においても湧水がない 場合		- 設計図書に示す調査回数及 深さとし、これを可成の場合	- 集水井の掘削が予定深度ま で達しない前に湧水があった 場合、又は予定深度まで掘削 した後においても湧水がない 場合					
16-8-2		- 掘削の地点と土量により予 めることが難しい場合。	- 土留（ライナープレー ト）の施工が難しい場合 、掘削中に湧水が著しく多 くなる場合 、ライナープレートなしで掘 削可能となるとした場合、又は 掘削リングが必要となった場合	- 孔底が設計図書に示す支持 層に入っていないことが確認でき る資料 、グラウトの注入方法、施工 記録					

